

御殿場市告示第 2 6 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日

御殿場市

上記代表者 御殿場市長 若林洋平

1 都市計画の種類及び名称

御殿場小山広域都市計画その他の処理場 1 号 御殿場小山ごみ処理総合施設

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

御殿場市役所都市建設部都市計画課